

〈国民健康保険にご加入の皆さまへ〉

問 医療年金課 ☎ 内線1724~1727

令和3年度の国民健康保険税納税通知書は7月中旬に発送します

普通徴収における暫定賦課廃止に伴い、4月中旬には納税通知書は発送しませんのでご注意ください

令和3年度 牛久市国民健康保険税率

据え置き

令和3年度の牛久市国民健康保険税率は、昨年度から変更ありません。

◆令和3年度牛久市国民健康保険税率(年額)

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	5.70%	22%	14,000円	17,000円
後期高齢者支援金分	1.50%	10%	5,000円	5,000円
介護納付金分*	0.87%	—	12,000円	—

※医療分および後期高齢者支援金分は、全ての被保険者が課税対象となります。
※介護納付金分は、40歳~64歳の被保険者が課税対象となります。
※賦課限度額：医療分=63万円・後期分=19万円・介護分=17万円)につきましても昨年度から変更ありません。

税制改正に伴う保険料軽減判定基準額の見直し

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から、基礎控除へ10万円の振替等)に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があります。

従って、一定の給与所得者等^{*1}が世帯に2人以上いる世帯は、税制改正後において軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を回避するため軽減基準額の見直しを行うこととなりました。

◆軽減判定基準の見直し

	令和2年度	令和3年度
軽減割合	世帯(世帯主および被保険者ならびに特定同一世帯所属者)の総所得金額	世帯(世帯主および被保険者ならびに特定同一世帯所属者)の総所得金額
7割	33万円以下	43万円+{10万円×(給与所得者等の数 ^{*1} -1)}以下
5割	33万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{*2})以下	43万円+{28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{*2})+{10万円×(給与所得者等の数 ^{*1} -1)}以下
2割	33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{*2})以下	43万円+{52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{*2})+{10万円×(給与所得者等の数 ^{*1} -1)}以下

※1…一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または、110万円超(65歳以上))を受ける者のことをいいます。

※2…特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者でなくなった者のことをいいます。

この改正は、令和3年度分以降の国民健康保険税について適用となります。